



熊本県公報

第 1 1 9 2 0 号
平成 22 年 6 月 29 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県健康増進法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康づくり推進課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 6
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 6
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(") 6
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 7
○指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定……………	(") 7
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 8
○保安林の指定に関する予定……………	(") 8
○パソコン及びプリンタの一括更新に係る一般競争入札の参加資格等……………	(情報企画課) 8
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 9
○道路の供用開始……………	(") 9
○道路の供用開始……………	(") 10
○道路の供用開始……………	(") 10
公 告	
○土地改良区の定款変更認可……………	(農村計画・技術管理課) 10
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工振興金融課) 10
○県営土地改良事業の工事完了公告……………	(農村計画・技術管理課) 11
○県有財産の売却……………	(管財課) 11
○平成 22 年度電算処理業務委託契約に係る相手方等の決定……………	(情報企画課) 12
○パソコン及びプリンタの一括更新に係る一般競争入札の実施……………	(") 12
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………	(都市計画課) 16
○公共測量の実施……………	(監理課) 16
○基本測量の実施……………	(") 16
登 載 依 頼	
○第 19 回熊本県地域福祉推進委員会の開催……………	(熊本県地域福祉推進委員会) 17
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等……………	(警察本部情報管理課) 17
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………	(") 18
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程……………	(企業局総務経営課) 21
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 22
○第 4 回くまもと未来会議の開催……………	(くまもと未来会議) 22
正 誤	
○平成 22 年 3 月 19 日熊本県人事委員会規則第 10 号(熊本県職員の時外勤務手当等に関する規則) 中……………	(人事委員会) 22

規 則

熊本県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 45 号

熊本県健康増進法施行細則の一部を改正する規則
熊本県健康増進法施行細則(平成 15 年熊本県規則第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「6 月及び 12 月」を「毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間」に、「それぞれの月の翌月の末日まで」を「当該期間の経過後 15 日以内」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第5条関係)その1

栄 養 管 理 状 況 報 告 書 (病院・介護老人保健施設・社会福祉施設)

熊 本 県 知 事

様

年 月 日

設置者 住 所
氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

熊本県健康増進法施行細則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

【管理者記入用】

年度

A 基本 情報	施設名					施設種類	1 病院 2 介護老人保健施設 3 老人福祉施設 4 障害者(児)福祉施設 5 その他()							
	所在地					電話番号								
	管理者名					健康増進法第21条 第1項の指定	1	有	2	無				
						運営方式	1	直 営	2	委 託				
	給食従事者数	施設側(人)		委託先(人)		委託先(委託有の場合は記入)								
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	名 称								
	管理栄養士					所 在 地								
	栄 養 士					代 表 者 氏 名								
	調 理 師					施設担当者氏名								
	調理作業員					委 託 内 容								
事務職員等					1 献立作成									2 材料購入
合 計					5 配膳		6 下膳		7 食器洗浄		8 施設外調理			
						9 その他()								
食事の種類と食数		一般食(通所は含めない)				特別食・療養食(通所は含めない)				通所等				
月 日現在		常食	軟食	刻み食	流動食	その他	腎臓食	糖尿病食	その他	デイケア	デイサービス	配食サービス	その他 (職員食など)	
朝 食														
昼 食														
夕 食														
そ の 他(夜食、間食等)														
合 計														
B 体 制 整 備	栄養管理部門の位置づけ	部 門	1 栄養部門 2 診療部門 3 診療協力部門 4 看護・リハビリ部門 5 事務部門 6 その他()											
	1 有 2 無													
	給食の理念・方針・目標	施設内での周知		1 有 2 無										
		内 容(目 標) 複数可		1 QOL(生活の質)の向上 2 疾病の改善 3 健康の保持増進 4 適切な栄養素の摂取 5 楽しい食事 6 安心安全な食事 7 安価での提供 8 その他()										
	*施設で周知しているものみ選択													
	栄養管理等に関する会議	目 的 (複数可)	1 有病者の治療 2 適正体重者の増加 3 食事摂取の適正化 4 利用者の満足度の向上 5 利用者に適した健康・食に関する情報の提供 6 品質管理の向上 7 衛生管理の徹底 8 その他()											
		構 成 (複数可)	施設側	1 管理者 2 医師 3 看護師 4 薬剤師 5 管理栄養士/栄養士 6 調理師/調理作業員 7 患者/入所者 8 介護担当者 9 PT/OT/ST 10 事務職 11その他() 合計 名										
			委託先	1 管理栄養士/栄養士 2 調理師/調理作業員 3 事務職 4 その他() 合計 名										
	回 数	1 年1回 2 年2~3回 3 年4~6回 4 年7~11回 5 年12回以上												
	栄養管理等に関する 連携体制(施設外)	連携先 (複数可)	1 医療機関 2 福祉施設 3 学校 4 事業所 5 医療保険組合 6 市町村 7 保健所 8 その他()											
内 容 (複数可)		1 退院(退所)後の栄養管理方針検討 2 退院(退所)時の情報提供 3 入院(入所)前の情報入手 4 その他()												
従事者の人材育成	職 種(複数可)	1 管理栄養士 2 栄養士 3 調理師/調理作業員 4 事務職員 5 その他()												
	方 法(複数可)	1 研修会の参加(施設内・施設外) 2 計画的なOJT(現場での教育)の実施 3 その他()												
非常食糧等の備蓄	非常時の対応マニュアル	1 有 2 無		他施設との非常時の連携体制				1 有 2 無		備蓄の量		()人分を()日分		
F 改 善	適切な栄養管理の実施	内 容 (複数可)	1 有病者の治療 2 適正体重者の増加 3 食事摂取の適正化 4 利用者の満足度の向上 5 利用者に適した健康・食に関する情報の提供 6 品質管理の向上 7 衛生管理の徹底 8 その他()											
	施設の自己評価 今後改善したいことなど	内 容												
1 有 2 無														

【業務担当者記入用】

年度

C ア セ ス メ ン ト ・ 評 価	給食対象者の把握 1 有 2 無 年 月 日現在 *一般食のみ算出 *年齢階級は日本人の食事摂取基準に準拠すること	性別	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	合計	
	エネルギー摂取の過不足の評価 1 有 2 無 年 月 日現在	BMI18.5未満	%	BMI25以上	%	疾病状況等の維持・改善把握 1 有 2 無	年間改善率 (改善者/該当者×100)	1 糖尿病()% 2 高血圧症()% 3 脂質異常症()% 4 貧血()% 5 低栄養()% 6 その他(: %)					
		提供した食事の評価 1 有 2 無 *一般食について回答	摂取状況の把握 1 有 2 無	方法	1 摂取量調査 2 残食調査(個別:主食、副食別) 3 残食調査(個別:一括) 4 残食調査(集団:主食、副食別) 5 残食調査(集団:一括) 6 その他()						利用者による食事サービスの評価 (アンケート調査等) 1 有 2 無		
	栄養素摂取量の評価 1 有 2 無 *一般食について回答	食事の種類: 対象:年齢 歳~ 歳 性別:(1 男 2 女 3 男女) 対象者数: 人 対象食事:(1 朝食 2 昼食 3 夕食 4 間食) 摂取日数: 日分(1 連続 2 非連続)											
	推奨平均必要量(EAR)以下の者の割合(%)	たんぱく質(g)	ビタミン			カルシウム(mg)	鉄(mg)	食塩相当量(g)	食物繊維(g)	カリウム(mg)	脂質(%エネルギー)		
	耐容上限量(UL)をこえる者の割合(%)	A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)								
	目標量(DG)の範囲を逸脱する者の割合(%)	/											
	評価結果のフィードバック 1 有 2 無 *入院患者又は入所者(全食種)を対象	内容	1 摂取状況 2 提供栄養量 3 利用者による食事評価 4 体重変化量、BMI 5 栄養素摂取状況 6 疾病改善状況 7 生活習慣改善状況 8 その他()										
		結果の活用方法	1 給与栄養目標量の見直し 2 献立の見直し 3 食事の種類の見直し 4 栄養教育の見直し 5 食事形態や食器等の見直し 6 食環境の見直し 7 その他()										
		委託の場合	1 契約の見直し 2 委託先との協議 3 その他()										
D 計 画	対象者にあわせた食事計画 1 有 2 無 *一般食について回答	給与栄養目標量の設定 1 有 2 無	設定の種類	1 1種類のみ 2 ()種類 3 個別に作成 4 性 5 年齢 6 身体活動レベル 7 身長・体重・BMI 8 臨床症状・臨床検査 9 疾病状況 10 摂取量調査(全員) 11 摂取量調査(一部) 12 その他()									
		設定の見直し 1 有 2 無	設定に使用する項目(複数可)	1 日本人の食事摂取基準 2 その他()									
		活用の基準	見直しの頻度	1 年1回 2 年2~3回 3 年4~6回 4 年7~11回 5 年12回以上									
		設定の見直し 1 有 2 無											
E 実 施	給与栄養量の算出 1 有 2 無 *一般食について回答	算出期間(単位)	ヶ月	食事の種類: 平均喫食者数 名 設定:1人1日(1朝食 2昼食 3夕食 4間食)あたり									
	給与栄養量	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	たんぱく質(%エネルギー)	脂質(%エネルギー)	ビタミン			カルシウム(mg)	鉄(mg)	食塩相当量(g)	食物繊維(g)	
	平均値	A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)								
	最小値												
	最大値												
	食事提供の方法の工夫 1 有 2 無 *入院患者又は入所者(全食種)を対象	給食量の調整 1 有 2 無	主食の量()種類 副食の量()種類	栄養補給法 年 月 日現在	1 経口のみ()人 2 経腸のみ()人 3 経口と経腸併用()人 4 静脈栄養()人 5 その他()人								
		栄養管理実施/マネジメント加算 1 有 2 無 年 月 日現在	1 全員 2 一部()人	経口維持・移行加算 1 有 2 無 年 月 日現在	実施人数()人	行食事の提供 1 有 2 無							
	品質管理の実施 1 有 2 無	適温給食の実施 1 有 2 無	盛り付け量の把握 1 有 2 無	1人分の盛り付け量の算出 1 有 2 無	衛生管理の実施 1 有 2 無								
	対象者への健康・栄養情報の提供 1 有 2 無 *入院患者又は入所者(全食種)を対象	内容(複数可)	1 疾病・マホリックシフト 2 BMI・体重 3 自己の適切な食事量 4 野菜・果物摂取量 5 間食 6 欠食・食事リズム 7 調理法 8 塩分摂取 9 身体活動 10 飲酒・タバコ 11 その他()										
		献立表の掲示 1 有 2 無	メニューの栄養成分表示 1 有 2 無	モデル的な料理の組み合わせ提示 1 有 2 無			メニューの食事バランスガイド表示 1 有 2 無						
	栄養教育(年間) 1 有 2 無	個別	入院(入所)	外来(通所)	訪問	集 団							
		回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数						
F 改 善	施設の自己評価 今後改善したいことなど 1 有 2 無	内容											

別記第6号様式(第5条関係)その2
栄 養 管 理 状 況 報 告 書 (病院・介護老人保健施設・社会福祉施設以外の施設)

熊 本 県 知 事 様

年 月 日

設置者 住 所
氏 名

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

熊本県健康増進法施行細則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

【管理者記入用】

年度

A 基本 情報	施設名			施設種類	1 事業所 2 寄宿舍 3 矯正施設 4 その他()								
	所在地			電話番号									
	管理者名	健康増進法第21条 第1項の指定			1	有	2	無					
		運営方式			1	直営	2	委託					
	給食従事者数	施設側(人)		委託先(人)		委託先(委託有の場合は記入)							
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	名 称							
	管理栄養士					所 在 地							
	栄養士					代 表 者 氏 名							
	調理師					施設担当者氏名							
	調理作業員					委 託 内 容							
						1 献立作成		2 材料購入		3 調理		4 盛付	
						5 配膳		6 下膳		7 食器洗浄		8 施設外調理	
	合計					9 栄養指導		10 その他()					
食事の種類と食数	単一 定食		複数定食		アラカルト ()種類				カフェテリア				
	月	日現在	()種類		種類	丼物	カレー	その他	主食 ()種類	主菜 ()種類	副菜 ()種類	その他 ()種類	
朝食													
昼食													
夕食													
その他(夜食、間食等)													
職員食(事業所以外)													
合計													
B 体制 整備	栄養管理部門の位置づけ	部門	1 健康管理部門 2 事務部門 3 その他()		1 有 2 無								
	給食の理念・方針・目標	施設内での周知		1 有 2 無									
		内容(目標)複数可 *施設で周知しているもののみ選択		1 QOL(生活の質)の向上 2 疾病の改善 3 健康の保持増進 4 適切な栄養素の摂取 5 楽しい食事 6 安心安全な食事 7 安価での提供 8 その他()									
	栄養管理等に関する会議	目的 (複数可)	1 有病者の減少 2 適正体重者の増加 3 食事摂取の適正化 4 利用者の満足度の向上 5 利用者に適した健康・食に関する情報の提供 6 品質管理の向上 7 衛生管理の徹底 8 その他()										
		構成 (複数可)	施設側	1 管理者 2 健康管理部門担当者 3 産業医 4 給食担当責任者 5 管理栄養士/栄養士 6 調理師/調理作業員 7 その他() 合計 名									
			委託先	1 管理栄養士/栄養士 2 調理師/調理作業員 3 事務職 4 その他() 合計 名									
		回数	1 年1回 2 年2~3回 3 年4~6回 4 年7~11回 5 年12回以上										
	栄養管理等に関する 連携体制(施設外)	連携先 (複数可)	1 医療機関 2 福祉施設 3 学校 4 事業所 5 医療保険組合 6 市町村 7 保健所 8 その他()										
		内容 (複数可)	1 アセスメントデータの共有 2 健康・栄養教育の実施 3 イベントの実施 4 その他()										
	従事者の人材育成	職種(複数可)	1 管理栄養士 2 栄養士 3 調理師/調理作業員 4 事務職員 5 その他()										
方法(複数可)		1 研修会の参加(施設内・施設外) 2 計画的なOJT(現場での教育)の実施 3 その他()											
非常食糧等の備蓄	非常時の対応マニュアル	1 有 2 無	他施設との非常時の連携体制	1 有 2 無	備蓄の量	()人分を()日分							
F 改善	適切な栄養管理の実施 1 有 2 一部有 3 無 *有、一部有は内容を選択	内容 (複数可)	1 有病者の減少 2 適正体重者の増加 3 食事摂取の適正化 4 利用者の満足度の向上 5 利用者に適した健康・食に関する情報の提供 6 品質管理の向上 7 衛生管理の徹底 8 その他()										
	施設の自己評価 今後改善したいことなど	内容											
	1 有 2 無												

【業務担当者記入用】

年度

C アセスメント・評価	給食対象者の把握 1 有 2 無 年 月 日現在 *年齢階級は日本人の食事摂取基準に準拠すること	性別	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	歳(人)	合計	
		男											
		女											
		合計											
	エネルギー摂取の過不足の評価 1 有 2 無 年 月 日現在	BMI18.5未満	%	BMI25以上	%	疾病状況等の維持・改善把握 1 有 2 無 年 月 日現在	疾病状況	1 糖尿病()% 2 高血圧症()% 3 脂質異常症()% 4 貧血()% 5 低栄養()% 6 その他(: %)					
	提供した食事の評価 1 有 2 無	摂取状況の把握 1 有 2 無	方法 1 摂取量調査 2 残食調査(個別:主食、副食別) 3 残食調査(個別:一括) 4 残食調査(集団:主食、副食別) 5 残食調査(集団:一括) 6 その他()				利用者による食事サービスの評価(アンケート調査等) 1 有 2 無						
	栄養素摂取量の評価 1 有 2 無	食事の種類: 対象:年齢 歳~ 歳 性別:(1 男 2 女 3 男女) 対象者数: 人 対象食事:(1 朝食 2 昼食 3 夕食 4 間食) 摂取日数: 日分(1 連続 2 非連続)											
	たんぱく質(g)	ビタミン				カルシウム(mg)	鉄(mg)	食塩相当量(g)	食物繊維(g)	カリウム(mg)	脂質(%エネルギー)		
	A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)									
	推奨平均必要量(EAR)以下の者の割合(%)												
	耐容上限量(UL)をこえる者の割合(%)												
	目標量(DG)の範囲を逸脱する者の割合(%)												
	評価結果のフィードバック 1 有 2 無	内容 1 摂取状況 2 提供栄養量 3 利用者による食事評価 4 体重変化量、BMI 5 栄養素摂取状況 6 疾病改善状況 7 生活習慣改善状況 8 その他()											
	結果の活用方法	1 給与栄養目標の見直し 2 献立の見直し 3 食事の種類の見直し 4 栄養教育の見直し 5 食事形態や食器等の見直し 6 食環境の見直し 7 その他()											
	委託の場合	1 契約の見直し 2 委託先との協議 3 その他()											
D 計画	対象者にあわせた食事計画 1 有 2 無 *一般食について回答	給与栄養目標の設定	設定の種類 1 1種類のみ 2 ()種類 3 個別に作成 設定に使用する項目(複数可) 1 性 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長・体重・BMI 5 臨床症状・臨床検査 6 疾病状況 7 摂取量調査(全員) 8 摂取量調査(一部) 9 その他()										
		活用基準	1 日本人の食事摂取基準 2 その他()										
		設定の見直し 1 有 2 無	見直しの頻度	1 年1回 2 年2~3回 3 年4~6回 4 年7~11回 5 年12回以上									
E 実施	給与栄養量の算出 1 有 2 無 *提供数の多い定食について回答 *カフェテリアの場合はモテ的な料理の組合せで回答	算出期間(単位)	食事の種類: 平均喫食者数 名 設定:1人1日(1朝食 2昼食 3夕食 4間食)あたり										
	給与栄養量	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	たんぱく質(%エネルギー)	脂質(%エネルギー)	ビタミン				カルシウム(mg)	鉄(mg)	食塩相当量(g)	食物繊維(g)
		A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)								
	平均値												
	最小値												
	最大値												
	食事提供の方法の工夫 1 有 2 無	給食量の調整 1 有 2 無	主食の量 副食の量	()種類 ()種類	行事食の提供 1 有 2 無								
	品質管理の実施 1 有 2 無	適温給食の実施 1 有 2 無	盛り付け量の把握 1 有 2 無	1人分の盛り付け量の算出	1 有	2 無	衛生管理の実施 1 有 2 無						
	対象者への健康・栄養情報の提供 1 有 2 無	内容(複数可)	1 疾病・メタリックシンドローム 2 BMI・体重 3 自己の適切な食事量 4 野菜・果物摂取量 5 間食 6 欠食・食事リズム 7 調理法 8 塩分摂取 9 身体活動 10 飲酒・タバコ 11 その他()										
		献立表の掲示 1 有 2 無	メニューの栄養成分表示 1 有 2 無	モデル的な料理の組み合わせ提示 1 有 2 無				メニューの食事バランスガイド表示 1 有 2 無					
	栄養教育(年間)	個別		集団		個別		集団					
	1 有 2 無	施設側	回数	延人数	回数	延人数	委託側	回数	延人数	回数	延人数		
F 改善	施設の自己評価 今後改善したいことなど 1 有 2 無	内容											

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県健康増進法施行細則（以下この項において「新規則」という。）第 5 条の規定は、この規則の施行の日以後の特定給食施設の設置者が実施する業務（以下この項及び次項において「業務」という。）についての栄養管理状況の報告について適用する。この場合において、施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の業務についての栄養管理状況の報告に係る新規則第 5 条の規定の適用については、同条中「毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日」とあるのは「熊本県健康増進法施行細則の一部を改正する規則（平成 22 年熊本県規則第 45 号）の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日」とする。
- 3 この規則の施行の日前の業務についての栄養管理状況については、改正前の熊本県健康増進法施行細則第 5 条の規定にかかわらず、報告することを要しない。

告 示

熊本県告示第 660 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社徳工房 熊本市富合町国町 1 5 9 番地	有限会社徳工房	平成 22 年 6 月 1 8 日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社徳工房 熊本市富合町国町 1 5 9 番地	有限会社徳工房	平成 22 年 6 月 1 8 日

熊本県告示第 661 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社徳工房 熊本市富合町国町 1 5 9 番地	有限会社徳工房	平成 22 年 6 月 1 8 日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社徳工房 熊本市富合町国町 1 5 9 番地	有限会社徳工房	平成 22 年 6 月 1 8 日

熊本県告示第 662 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター美里苑 下益城郡美里町遠野 1 9 2 0 番地 2	社会福祉法人西照福祉会	平成 22 年 6 月 1 7 日

熊本県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター美里苑 下益城郡美里町遠野1920番地2	社会福祉法人西照福祉会	平成22年6月17日

熊本県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条及び第85条の規定により公示する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービス種類	申請(開設)者名	事業所名	事業所住所	指定(更新)日
訪問介護	医療法人社団牧念人会	訪問介護 草佳苑	菊池市深川400番地	平成22年9月1日
訪問介護	株式会社日本エルダリーケアサービス	げんき介護神水	熊本市神水一丁目3番13号Uビル3階	平成22年7月2日
訪問介護	社会福祉法人 白富会	サンライフ長嶺	熊本市長嶺東三丁目3番66	平成22年9月9日
訪問介護	特定非営利活動法人 えんぱ	ホームヘルプサービス こみゅ	宇城市松橋町浦川内161番地	平成22年9月1日
通所介護	アニス 株式会社	指定通所介護事業所 デイサービスセンター陽向 きくち事業所	菊池市野間口380番地	平成22年9月17日
通所介護	医療法人社団 小田会	医療法人小田会 ケアセンターみどりかわ 通所介護事業所	宇土市野鶴町352番地	平成22年8月5日
通所介護	医療法人社団 東洋会	デイサービスセンター 田原坂	熊本市植木町平原212番地	平成22年9月7日
通所介護	株式会社 ふくし大夢	デイサービスセンターふくし大夢	熊本市山ノ神一丁目4番13号	平成22年7月15日
通所介護	株式会社ごらく	ごらくデイサービスセンター	上益城郡益城町赤井278番地	平成22年8月1日
通所介護	社会福祉法人 菊水福祉会	デイサービス やまたろう	玉名郡和水町江田3103番地1	平成22年8月31日
通所介護	有限会社 パーティーフレンズ 白い花	デイサービス 白い花	熊本市二本木三丁目3番1号	平成22年7月12日
通所介護	有限会社 ふくし村	デイサービスセンター てんてんてまり	熊本市新町三丁目4番2号兵庫屋ビル 203・205	平成22年9月15日
通所介護	有限会社 玉杵名夢工房	みやの森	玉名市玉名253番地1	平成22年9月16日
通所介護	有限会社 健康福祉社 アフ ティアール	指定通所介護 昭孝園 東部ステーション	熊本市若葉二丁目9番18号	平成22年7月28日
通所介護	有限会社ナースケア健美	温もりデイサービス	荒尾市万田387番地122	平成22年8月1日
訪問看護	医療法人社団 小田会	医療法人小田会 ケアセンターみどりかわ 訪問看護ステーション	宇土市野鶴町352番地	平成22年8月5日
福祉用具貸与	株式会社ニュー油屋	株式会社ニュー油屋	山鹿市山鹿1699番地	平成22年8月6日
福祉用具貸与	合資会社志垣自転車店	福祉用具しがき	八代市出町8番14号	平成22年8月5日
特定施設入居者生活介護	株式会社 ふくし大夢	老人ホーム ふくし大夢	熊本市山ノ神一丁目4番13号	平成22年7月15日
居宅介護支援	医療法人 康生会	芦北クリニック居宅介護支援事業所	葦北郡芦北町湯浦417番地1	平成22年7月9日
居宅介護支援	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター宇城	宇城市松橋町豊福1683番地1 ハイパーモールメルクス松橋	平成22年9月9日
居宅介護支援	社会福祉法人 白富会	指定居宅介護支援事業所 サンライフ長嶺	熊本市長嶺東三丁目3番66	平成22年9月9日

居宅介護支援	有限会社 玉杵名夢工房	みやの森	玉名市玉名253番地1	平成22年9月16日
居宅介護支援	有限会社ナースケア健美	温もりケアプランサービス	荒尾市万田387番地122	平成22年8月1日
居宅介護支援	有限会社福田はり灸ケアセンター	有限会社福田はり灸ケアセンター	熊本市川口町2694番地	平成22年8月1日

熊本県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森字大林4051番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大林4051番3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里字赤谷1308番4の9から1308番4の17まで、1308番4の19、1308番4の20
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤谷1308番4の11、1308番4の9・1308番4の10・1308番4の12・1308番4の13・1308番4の16・1308番4の17・1308番4の19（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第667号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
パソコン及びプリンタのリース 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成22年6月29日（火）から平成22年7月16日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成24年1月4日から平成24年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成22年6月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	長原川野線	上益城郡山都町下川井野 1327番1地先から 同町田所 92番3地先まで	前	4.7 ～ 9.7	520.0	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	7.2 ～ 26.7		

2 区域を変更する期日 平成22年6月29日

熊本県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成22年6月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来下字鬼丸 1756番5地先から 同所 1758番4地先まで	95.0	地基創 改(改築による 拡幅)

一般県道	破木二見線	八代市二見下大野町 2346番1地先から 同所 2426番2地先まで	131.0	地基創 改（改 築によ る拡幅）
------	-------	---	-------	---------------------------

2 供用を開始する期日 平成22年6月30日

熊本県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町教良木 2105番1地先から 同所 1962番1地先まで	255.0	地基創 改（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年6月29日

熊本県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草郡苓北町志岐 1779番1地先から 同所 1792番1地先まで	115.0	単道改 （改築 による 拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年6月29日

公 告

熊本県公告第362号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区理事長本田二男から平成22年6月8日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年6月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第363号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス鏡店
八代市千丁町太牟田字平島2290番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年2月16日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,498平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 51台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地南東側 16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成22年6月15日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務振興課
平成22年6月29日から平成22年10月29日まで

熊本県公告第364号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道 路	上松尾 (熊本市)	平成13年10月12日	平成22年3月12日	熊本県

熊本県公告第365号

県有財産を次のとおり売却する。
平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在地 熊本市月出一丁目2695番5
土地 地目 宅地
地積 1,007.77平方メートル（公簿・実測）
最低売却価格 61,700,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

- 条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
 平成22年8月10日(火) 午前11時
 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
 入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成22年8月3日(火) 午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約・覚書締結期限
 平成22年8月23日(月) 午後5時
- 9 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 (2) 契約・覚書締結場所 別途指定する。
 (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 (4) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第366号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等を公告する。

平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
 電算処理業務委託 37業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県企画振興部情報企画課
 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
 平成22年3月23日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社 熊本計算センター
 熊本市水前寺一丁目7番26号
- 5 契約金額
 69,804,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,324,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第367号

次のとおり一般競争入札に付する。なお本公告は、入札説明書を兼ねる。

平成22年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 借入物品及び数量
 パソコン 825セット
 プリンタ 185セット

- (2) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書のとおり
- (3) 借入期間
平成22年10月1日から平成27年9月30日まで
- (4) 納入場所
要求仕様書のとおり
- (5) 入札金額
入札金額は、1か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては60月賃貸借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントを加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格等の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
- (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成22年7月16日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たす調達ができること。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、提出期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電

- 子入札システムで提出すること。
- イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合申請書等を4の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- （2） 提出期限
平成22年7月30日（金）の午後5時までに提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加の場合は、当該期限の日までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- （3） 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- （1） 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部情報企画課電子県庁管理班（県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- （2） 要求仕様書等
- ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成22年8月6日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の（1）に記載する場所で交付する。
- （3） 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札
3の（3）記載の確認結果の通知を受けた時から平成22年8月9日（月）午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
（ア）日時 平成22年8月10日（火）午後1時30分
（イ）場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）
- （4） 開札の日時及び場所
4の（3）のイに同じ。
- （5） 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成22年8月10日（火）午後2時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- （1） 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
4の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合
「入札書」を作成し、4の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年8月9日（月）までに4の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
（ア） 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
（イ） 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- （2） 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- （3） 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入

- 札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを、落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の I C カードを使用して提出された入札
コ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から 1 4 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers
- (2) Deadline of supply commodity
September 30th 2010
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding

- propos al
 August 10th 2010 1:30 p.m.
 Room to submit bidding propos al
 Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Dead line to submit bidding propos al
 by mail
 August 9th 2010
- (6) Language and currency to be used fo
 r bidding
- (7) Japanese language and currency only
 Name of the department in charge of
 this bidding contract
 Information and Planning Division,
 Department of Planning & Developmen
 t
 Prefectural Office of Kumamoto
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
 Kumamoto Prefecture, 862-8570 Jap an
 Phone: 096-333-2143

熊本県公告第 368 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 2 項の規定により、八代市田中町土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
泉道也	八代市田中町 57 番地
坂口ヨシノ	八代市田中町 392 番地
福島秀治	八代市田中町 388 番地
前田アキエ	八代市田中町 56 番地
前田静穂	八代市田中東町 3 号 2 番地

熊本県公告第 369 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法 14 条第 1 項の規定により国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	平成 22 年 5 月 7 日から 平成 22 年 8 月 10 日まで	菊池市、阿蘇市、大津町、 阿蘇郡南小国町、同小国町、 同産山村、同高森町、同西 原村、同南阿蘇村、上益城 郡山都町

熊本県公告第 370 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 22 年 6 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（土地条件調査）	平成 22 年 6 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	熊本市、宇土市、上益城郡 嘉島町

登載依頼

熊本県地域福祉推進委員会公告第3号

第19回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。
平成22年6月29日

熊本県地域福祉推進委員会

- 1 開催日時
平成22年7月12日（月）
午後1時30分から3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
次期熊本県地域福祉支援計画の素案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域福祉推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)
(電話096-383-1111 内線7025)

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成22年6月21日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成22年7月13日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成24年1月4日から平成24年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊情管公告第636号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年6月21日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (3) 借入期間
平成23年1月1日から平成27年12月31日まで
 - (4) 納入期限
平成22年12月28日（火）
 - (5) 借入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (7) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
 - (8) その他
 - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
 - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成22年7月13日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
 - エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により別紙様式1の「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札(以下「紙入札方式」という。)参加の場合
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成22年8月2日(月)午後1時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係
(熊本県警察本部庁舎4階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-2048 ファックス番号 096-381-2048
- (2) 要求仕様書等
- ア 閲覧(交付)の期間
公告の日から平成22年8月9日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧(交付)の場所
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成22年8月10日(火)午後1時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成22年8月10日(火)午後2時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課OA研修室
(熊本県警察本部庁舎9階)
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成22年8月10日(火)午後4時まで電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、熊本県警察本部(契約担当者)から承認を受けた場合は、この紙入札方式によるものとする。
- イ 紙入札方式により持参する場合
別に定める別紙様式2の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式3の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意の上、必ず平成22年8月9日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「賃貸借業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「賃貸借業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of servers for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2010
- (3) Date and place to submit bidding:
August 10th, 2010, 2:00p. m.
Kumamoto Prefectural Police
9th floor 0A training Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only):
August 9th, 2010
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-2048

熊本県公営企業管理規程第 1 0 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 2 年 6 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程 (昭和 3 8 年電気事業管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

- 第 8 条の 2 第 2 項中「前項の規定」を「第 1 項及び前項の規定」に改め、「(以下この項において「要介護者」という。)」を削り、「前項中」を「第 1 項中」に改め、「とあるのは「要介護者」を「とあるのは第 1 4 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者 (以下「要介護者」という。)」に改め、「)における」との次に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」とを加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。
- 2 管理者は、3 歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求 (請求の際の手続は熊本県一般職の職員の例によるものとする。) した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 1 項に規定する勤務 (災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。
- 3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求 (請求の際の手続は熊本県一般職の職員の例によるものとする。) した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 2 4 時間、1 年について 1 5 0 時間を超えて、前条第 1 項に規定する勤務をさせてはならない。
- 第 1 3 条の 2 第 1 項中「1 5 の項」を「1 6 の項」に改める。
- 別表第 4 の 1 5 の項中「配偶者の子を含む」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「その子の世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話」を加え、「2 人」を「2 人以上」に改め、「6 日、3 人以上いる場合にあっては 7 日」を「1 0 日」に改め、別表第 4 中 2 8 の項を 2 9 の項とし、1 6 の項から 2 7 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 5 の項の次に次のように加える。

1 6	熊本県企業局職員就業規程第 1 4 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日(要介護者が 2 人以上いる場合にあっては 1 0 日)の範囲内でそのつど必要と認める期間
-----	--	--

別表第 5 中「(別表第 4 第 1 6 項関係)」を「(別表第 4 第 1 7 項関係)」に改める。
附 則

- 1 この規程は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 2 4 号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和 3 8 年熊本県人事委員会規則第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項第 7 号中「する週休日」の次に「、勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

くまもと未来会議第 4 号

第 4 回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

くまもと未来会議議長
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成 2 2 年 7 月 9 日(金)
午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 1 0 分まで
- 2 場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁 本館 地下大会議室
- 3 テーマ
「夢のある教育」の実現に向けて
- 4 傍聴募集人数
1 0 0 人程度
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。
(2) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
(3) 当日の受付は、午後 3 時から午後 3 時 3 0 分まで当該会議の会場において行う。
- 6 傍聴の事前申込み方法
事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名及び電話番号を知らせること。
(1) 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 1 9
(2) ファックス 0 9 6 - 3 8 2 - 4 0 6 6
(3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.ne.jp
- 7 事前申込み先及び問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県企画振興部企画課
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 1 9

正 誤

平成 2 2 年 3 月 1 9 日熊本県人事委員会規則第 1 0 号(熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 5	5 1	勤務時間条例第 4 条第 1 項	同条